

輝く女性応援京都会議設置要綱

(目的)

第1条 古から文学をはじめ文化・芸術、スポーツ、産業から地域づくりにいたるまで、幾多の女性が活躍してきた京都においては、女性のさらなる活躍による地域創生が求められる。このため、京都における女性の活躍の加速化に向け、経済団体等と行政が連携した女性の活躍推進を図る体制として「輝く女性応援京都会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 会議は、次の事項を所管とする。

- 2 女性の活躍推進及び支援に関すること。
- 3 その他前条に掲げる目的の達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる者により構成する。

- 2 会議を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）第27条第1項に基づく協議会と位置づける。

(代表、座長及び顧問)

第4条 会議には代表、座長及び顧問を置く。

- 2 代表は、会務を総理する。
- 3 代表に事故のあるとき又は代表が欠けたときは、構成員の互選により代表を定め、その職務を代行する。
- 4 座長は、構成員の中から互選し、会議の議長となる。
- 5 座長に事故のあるとき又は座長が欠けたときは、構成員の互選により座長を定め、その職務を代行する。
- 6 顧問は、会議の運営に関して、適宜助言することができる。

(会議)

第5条 会議は、代表が招集する。

- 2 代表は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 代表は、必要な場合は、構成員を追加することができる。

(企画委員会)

第6条 会議の円滑かつ効果的な事業推進を図るため、会議に構成員からなる企画委員会を置く。

- 2 企画委員会は、事務局において運営する。
- 3 企画委員会には、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 会議の庶務は、京都府、京都市、京都労働局及び京都商工会議所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表

輝く女性応援京都会議 構成員

京都府
京都市
京都労働局
京都府商工会議所連合会
京都府商工会連合会
京都府中小企業団体中央会
京都府中小企業女性中央会
京都商工会議所
一般社団法人京都経営者協会
一般社団法人京都経済同友会
公益社団法人京都工業会
京都府商工会議所女性会連合会
京都府商工会女性部連合会
京都商工会議所女性会
一般社団法人京都中小企業家同友会
日本労働組合総連合会京都府連合会
国際ソロプチミスト京都
国際ゾンタ京都クラブ
公益財団法人大学コンソーシアム京都
日本政策金融公庫
公益財団法人 21 世紀職業財団関西事務所
京都府男女共同参画センター
京都市男女共同参画センター